

厚生労働省における原子力関連施策等の概要について

平成 15 年 8 月 5 日

○ 資 料

- 1 診療用放射線の防護の概要 ······ P 2
- 2 第 3 次対がん 10 か年総合戦略の概要 ······ P 3  
(15 年 7 月 25 日 文部科学大臣・厚生労働大臣決定)
- 3 放射性医薬品の薬事法における取扱いについて ··· P 5
- 4 放射線照射食品について ······ P 6
- 5 労働安全衛生法・電離放射線障害防止規則について ··· P 7

# 1 診療用放射線の防護の概要

医療法では、医療施設の開設・変更に当たっての手続きのほか、その構造設備、人員配置等の基準が定められているが、このうち、診療用放射線の防護については、医療法施行規則第4章(第24条～第30条の27)にその詳細が定められている。この基準等が遵守されるよう都道府県等において、医療法第25条に基づく立入検査が実施されている。

## [関係法令抜粋]

### 1. 届出(規則第24～第29条)

法第15条第3項においては、「病院又は診療所の管理者は、病院又は診療所に診療の用に供するエックス線装置を備えたときその他厚生労働省令で定める場合においては、厚生労働省令の定めるところにより、病院又は診療所所在地の都道府県知事に届け出なければならない。」とされており、規則第24～第29条において以下の装置等の届出が規定されている。

- ① エックス線装置 ② 診療用高エネルギー放射線発生装置
- ③ 診療用放射線照射装置 ④ 診療用放射線照射器具
- ⑤ 放射性同位元素装備診療機器 ⑥ 診療用放射性同位元素

### 2. エックス線装置等の防護(規則第30条～第30条の3)

① エックス線装置、② 診療用高エネルギー放射線発生装置、③ 診療用放射線照射装置について、放射線防護に関する装置の基準が定められている。

### 3. 使用室等の構造設備(規則第30条の4～第30条の12)

以下の使用室等について、放射線防護に関する構造設備の基準が定められている。

- ① エックス線診療室 ② 診療用高エネルギー放射線発生装置使用室
- ③ 診療用放射線照射装置使用室 ④ 診療用放射線照射器具使用室
- ⑤ 放射性同位元素装備診療機器使用室 ⑥ 診療用放射性同位元素使用室
- ⑦ 貯蔵施設 ⑧ 運搬容器 ⑨ 廃棄施設 ⑩ 放射線治療病室

### 4. 管理者の義務等(規則第30条の13～第30条の25)

医療施設の管理者が遵守しなければならない義務等が、以下のように定められている。

- ① 注意事項の掲示 ② 装置等の使用の場所等の制限 ③ 診療用放射性同位元素等の廃棄の委託 ④ 患者の入院制限 ⑤ 管理区域の設定と防護措置 ⑥ 医療施設の敷地の境界等における防護措置 ⑦ 放射線診療従事者等の被ばく防止 ⑧ 患者の被ばく防止 ⑨ 診療用放射性同位元素等の取扱者の遵守事項 ⑩ 装置等の放射線量の測定 ⑪ 放射線障害が発生するおそれのある場所の測定 ⑫ 記帳 ⑬ 廃止後の措置 ⑭ 事故の場合の措置

### 5. 濃度限度等(規則第30条の26～第30条の27)

濃度限度や線量限度に関する基準が、以下の事項等について定められている。

- ① 排水中や排気中の放射性同位元素の濃度限度、②人が常時立ち入る場所等における濃度限度、③ 管理区域に係る外部放射線の線量等、④ 医療施設の敷地の境界における線量限度、⑤ 放射線診療従事者等に係る実効線量限度、等価線量限度

## 2 ～がんの罹患率と死亡率の激減を目指して～（概要）

### （第3次対がん10か年総合戦略）

#### 【戦略目標】

- 進展が目覚しい生命科学の分野との連携を一層強力に進め、がんのより深い本態解明に迫る。
- 基礎研究の成果を幅広く予防、診断、治療に応用する。
- 革新的ながんの予防、診断、治療法を開発する。
- がん予防の推進により、国民の生涯がん罹患率を低減させる。
- 全国どこでも、質の高いがん医療を受けることができるよう「均てん化」を図る。

#### 1. がん研究の推進

がんは、極めて複雑性に富んだものであり、発がんの要因やがんの生物学的特性、がん細胞の浸潤能・転移能やがんと宿主免疫応答等の関係など、その全貌が十分に解明されているとはいえない。

このため、がんの罹患率と死亡率の激減を目指し、以下のような分野の研究を重点的に推進する。

- (1) 学横断的な発想と先端科学技術の導入に基づくがんの本態解明の飛躍的推進
- (2) 基礎研究の成果を積極的に予防・診断・治療へ応用するトランスレーショナル・リサーチの推進
- (3) 革新的な予防法の開発
- (4) 革新的な診断・治療法の開発
- (5) がんの実態把握とがん情報・診療技術の発信・普及

#### 2. がん予防の推進

##### (1) がんの有効な予防法の確立

生活習慣、環境要因等の相互作用と発がんリスクとの関連等の研究により、がんの有効な予防法の確立を目指す。

## (2) がん予防に関する知識の普及の促進

がん予防に関する知識を広く国民に周知していく。また簡便で効果的な禁煙支援方法を開発し、広く普及する。

## (3) 感染症に起因するがん予防対策の充実

感染症に起因するがんの予防法を確立するとともに、感染の関与が明らかな肝がん、子宮頸がん、一部の胃がんや白血病の罹患率を減少させる。

## (4) がんの早期発見・早期治療

新しい検診技術の開発、検診に携わる医療関係者の研修等による検診技術の向上、有効ながん検診の普及及び受診率の向上により、がん検診をさらに充実し、がんの早期発見・早期治療を進めること。

### 3. がん医療の向上とそれを支える社会環境の整備

#### (1) がん研究・治療の中核的拠点機能の強化等

がん研究及び推進事業をより統一的に強力に推進するために情報の集積、発信拠点機能等の充実を図るとともに、将来のがん研究の中核となる人材の育成を行う。

#### (2) がん医療の「均てん化」

##### ①がん診療拠点病院の整備

国立がんセンター、地方中核がんセンター、大学病院に加えて、二次医療圏（364ヶ所）に1カ所程度を目安に地域がん診療拠点病院の整備について民間病院の参画を積極的に促しつつ進める。

##### ②がん専門医の育成

がんの手術療法、化学療法、放射線療法等に通じた各分野の専門医が協力して診療に当たることができるよう、臨床腫瘍医等のがんの専門医の育成を進める。

#### (3) がん患者等の生活の質（QOL）の向上

機能温存・機能再建療法の開発や緩和医療技術の開発を進め、がん患者の苦しみの軽減を目指す治療法等の普及を図るとともに、全国的に緩和医療を提供できる体制を整備する。

#### (4) 國際協力・國際交流の促進並びに産官学協力の推進

国際交流や、国際協力を進めることにより国際的な情報交換を推進するとともに、がんの基礎研究から得られた成果を速やかに臨床の現場に応用できるように産官学の連携をさらに推進する。

### 3 放射性医薬品の薬事法における取扱いについて

#### 1. 放射線医薬品の製造業及び輸入販売業

- 薬事法において、次の基準を満たしていることを許可要件又は遵守事項としている。

許可要件：「薬局等構造設備規則」(ハード基準)

「医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理規則」  
(ソフト基準)

「医薬品及び医薬部外品の輸入販売管理及び品質管理規則」  
(ソフト基準)

遵守事項：「放射性医薬品の製造及び取扱い規則」(ハード及びソフト基準)

- ・適切な作業所、貯蔵設備等の設置及びその管理
- ・放射線障害防止策の実施
- ・指定施設への廃棄の委託
- ・障害防止主任者の選任 等

- 厚生労働省地方厚生局が許可権限を保有しており、薬事監視員により、許可施設に対する上記許可要件・遵守事項への適合確認のための、定期的な立ち入り調査が行われている。

#### 2. 薬局、一般販売業

- 放射性医薬品を取り扱う場合においては、構造設備及びその取扱いについて、必要な規制がなされている。

## 4 放射線照射食品について

### 1 食品衛生法に基づく規格基準

食品衛生法に基づく「食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生厚生省告示第 370 号）により食品を製造し、加工工程及び保存の目的での放射線照射を原則として禁止している。ただし、ばれいしょの発芽防止の目的で照射する場合のみ、以下の条件を付して認めている。

- ・ 放射線の泉源及び種類は、コバルト 60 のガンマ線とすること。
- ・ ばれいしょの吸収線量が 150 グレイを超えてはならないこと。
- ・ 照射加工を行ったばれいしょに対しては、再度照射してはならないこと。
- ・ 放射線を照射した旨の表示を行うこと。
- ・ 放射線照射業を営もうとする者は、都道府県知事の許可を得ること。
- ・ 当該施設には、専任の食品衛生管理者を置くこと。

### 2 課題

平成 12 年 12 月に全日本スパイス協会より「香辛料の微生物汚染の低減化を目的とする放射線照射の認可の要請」が厚生労働省（当時厚生省）へ提出されており、同月に消費者団体等 12 団体連名で「香辛料への放射線照射の認可申請に反対する要請書」が全日本スパイス協会へ提出されている。

このように、放射線照射食品の対象拡大の検討に当たっては、消費者に依然強い拒否反応があることから、放射線照射食品に関する消費者の理解増進に向けた取り組みを行うことは極めて重要であると考えている。

# 5 労働安全衛生法・電離放射線障害防止規則について

項目	対象業務		対象業務					
	医療用	工事用等	エノはう	エノはう	放よ設	机の内面に置	エノはう	放よ設
		クマ発の	クマ発の	封つい	おける機	クマ発の	封つい	射性物質
放射線障害防止の基本原則	○	○	○	○	○	○	○	○
定義等	○	○	○	○	○	○	○	○
管理区域の明示等	○	○	○	○	○	○	○	○
施設等における被量の測定	○	○	○	○	○	○	○	○
放射線障害当事者の従事く精度(実績精度)	○	○	○	○	○	○	○	○
Y (等価線量)	○	○	○	○	○	○	○	○
X (線量率)	○	○	○	○	○	○	○	○
緊急作業時における従事く精度	○	○	○	○	○	○	○	○
被量の測定	○	○	○	○	○	○	○	○
被量の測定結果の確認、記録等	○	○	○	○	○	○	○	○
照射時間等の使用	○	○						
うち被ばくの使用	○	○						
簡便撮影時の指図	○	○						
透視時の指図	○	○						
標識の掲示	○		○	○				
放射線装置等	○	○	○	○	○			
被ばく装置等の設置	○	○	○	○	○			
被ばく者立入禁止	○	○		○	○			
透過写真の撮影時の位置等	○	○		○				
放射線源の取出し等	○			○				
II				○				
定期自主検査	○			○				
II	○			○				
定期自主検査の記録	○			○				
点検	○			○				
消灯等	○			○				
放射線源の取扱	○			○	○			
放射線源の点検等	○			○	○			
放射性物質取扱作業室					○	○		
放射性物質取扱作業室の構造等					○	○		
空気中の放射性物質の濃度	○				○			○
II	○				○			○
飛沫防止設備等の起動	○				○	○		
放射性物質取扱用具	○				○	○		
放射性物質がこぼれたとき等の措置	○				○	○		
放射性物質取扱室内の汚染除去等	○				○	○		

項目	対象業務		対象業務					
	医療用	工事用等	エノはう	エノはう	放よ設	エノはう	放よ設	射性物質
透視検査用真尋の西替換装置	○							○ ○ ○
過当者の行跡検査	○							○ ○ ○
挿出し物の西替換装置	○							○ ○ ○
排氣装置	○							○ ○ ○
排氣または排煙の指針	○							○ ○ ○
排気炉	○							○ ○ ○
排氣遮断装置	○							○ ○ ○
空器	○							○ ○ ○
呼吸用保護具	○							○ ○ ○
保護衣類、服物等	○							○ ○ ○
作業衣	○							○ ○ ○
保護具等の汚染除去	○							○ ○ ○
吸煙等の禁止	○							○ ○ ○
作業規程の規定等	○							△
事故時の迅速	○		○	○	○	○	○	○ ○ ○ ○ ○
事故に関する報告	○		○	○	○	○	○	○ ○ ○ ○ ○
移動等	○		○	○	○	○	○	○ ○ ○ ○ ○
事故に関する測定および記録	○		○	○	○	○	○	○ ○ ○ ○ ○
エックス線作業主任者の選任	○		○	○	○	○	○	○
エックス線作業主任者の職務	○		○	○	○	○	○	○
ガムマ線透視写真撮影作業主任者の選任	○		○	○	○	○	○	○
ガムマ線透視写真撮影作業主任者の職務	○		○	○	○	○	○	○
透過写真撮影作業者の特別の教育	○		○	○	○	○	○	○
核燃料物質等取扱業務従事者の特別の教育	○		○	○	○	○	○	△
被ばく当量率等の測定等	○		○	○	○	○	○	○ ○ ○ ○ ○
放射性物質の濃度の測定	○							○ ○ ○ ○ ○
健康診断の実施	○		○	○	○	○	○	○ ○ ○ ○ ○
健康診断の結果の記録	○		○	○	○	○	○	○ ○ ○ ○ ○
健康診断結果報告	○		○	○	○	○	○	○ ○ ○ ○ ○
健康診断等に基づく指針	○		○	○	○	○	○	○ ○ ○ ○ ○
被ばくの指付け	○		○	○	○	○	○	○ ○ ○ ○ ○
透視写真撮影ガムマ感光紙による作業の露出	○							○
単用規定	○		○	○	○	○	○	○ ○ ○ ○ ○

(注) △印は、核燃料物質の加工取扱、再処理施設、一定規模以上の核燃料物質の使用取扱等および原子炉施設における業務に限ることを意味している。